



特別警報・暴風警報 発令の場合

特別警報・暴風警報 発令にともなう措置

- (1) 午前 7 時以前に特別警報・暴風警報が解除の場合
→平常授業
- (2) 午前 7 時から 10 時の間に特別警報・暴風警報が解除の場合
1 時間半遅れて授業を行う。(詳細は以下の通り)
 - ・ 8 時以前に解除された場合 →2 限より授業 SHR (9:30)
 - ・ 9 時以前に解除された場合 →3 限より授業 SHR (10:30)
 - ・ 10 時以前に解除された場合 →4 限より授業 SHR (11:30)
- (3) 午前 10 時以降になお特別警報・暴風警報が発令中の場合
→臨時休校

当日が午前中授業の予定(短縮授業等)の場合

- (1) 午前 7 時以前に特別警報・暴風警報が解除の場合→平常授業
- (2) 午前 7 時から 9 時の間に特別警報・暴風警報が解除の場合
1 時間半遅れて授業を行う。(詳細は以下の通り)
 - ・ 8 時以前に解除された場合 →2 限より授業 SHR (9:30)
 - ・ 9 時以前に解除された場合 →3 限より授業 SHR (10:30)
- (3) 午前 9 時以降になお特別警報・暴風警報が発令中の場合
→臨時休校

注意…この措置を行う警報は特別警報・暴風警報に限ります。大雨警報などでは平常授業になります。また、電話での問い合わせは一切しないこと。
なお、生徒手帳の p.23・24 にも記載されています。